

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準 となるべき事項の改定について（骨子案）

はじめに

- 本年1月、産業廃棄物処理業者により処分委託を受けた食品廃棄物が食品として不適正に転売された事案が発覚した。本事案は食品に対する消費者の信頼を揺るがせた悪質かつ重大な事件である。
- 本事案を受けて、政府においては、2月に食品安全行政に関する関係府省連絡会議の申合せとして「廃棄食品の不正流通に関する今後の対策」を取りまとめ、本事案で明らかになった課題に対しては、消費者の信頼を確保するため、関係行政機関及び関係事業者が連携し、食品廃棄物の処理に係る対策と、食品関係事業者による食品の適切な取扱いに係る対策の両面から、隙間なく対策を講ずることが重要であるとされた。
- 本事案はごく一部の悪質な事業者によるものと考えられるが、今回の事案を未然に防げなかったことを踏まえ、有識者や関係事業者の意見や中央環境審議会循環型社会部会における審議等を踏まえ、環境省では3月に現時点で対応可能な再発防止策（以下単に「再発防止策」という。）を取りまとめ、電子マニフェストの機能強化、廃棄物処理業者に係る対策として監視体制の強化等、排出事業者に係る対策として食品廃棄物の転売防止対策の強化に取り組むこととしている。
- 特に、排出事業者に係る対策としての食品廃棄物の不適正転売防止対策強化については、上記再発防止策において、食品廃棄物をそのまま商品として販売することが困難となるよう適切な措置を講ずる等、食品リサイクル法における食品関連事業者が取り組むべき措置の指針（判断基準省令）の見直しの検討や、食品廃棄物の不適正転売防止のための措置に関するガイドラインの策定が盛り込まれているところである。
- 判断基準省令の改定に当たっては、食品リサイクル法において、食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会の意見を聴くこととされていることから、上記の食品廃棄物の不適正転売防止のための措置に関するガイドラインの策定と併せて、本合同会合において答申を行うこととしたものである。

1. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改定にあたっての基本的な考え方

- 食品廃棄物等は、不適正に転売をされた場合を含め、予定された方法により処理されず、不適正に処理された場合には、腐敗性を有するとの性状等から、生活環境保全上の支障を及ぼすおそれがある。
- また、食品廃棄物等が不適正に転売され、再度食品として流通した場合には、国民の健康に直接的な悪影響を及ぼすおそれがあるとの特徴がある。
- 食品廃棄物等の不適正な転売を防止する観点でも、まずは食品ロスを削減することが有効な取組となる。これまで、製造工程・品質管理の強化などのほか、製造業・卸売業・小売業が連携して商慣習の見直しについて検討を行い、納品期限の見直しや発注精度の向上、賞味期限の年月表示化、賞味期限の延長を行う技術開発などに取り組んできた。引き続き、こうした取組を進展させ、食品リサイクル法の下で定められた、食品関連事業者の業種ごとの食品廃棄物等の発生抑制目標値、達成に向けた取組の促進や、フードチェーン全体での食品ロス削減国民運動に官民をあげて取り組んでいく必要がある。
- 一方で、やむを得ず廃棄される食品廃棄物等は、資源として活用しうる有用なものであることから、排出事業者責任の下、可能な限り再生利用される必要がある。
- 食品関連事業者にとっても、自社が関わる食品廃棄物等が産業廃棄物処理業者等により意図せず不適正に転売や不適正処理されることは、食品関連事業者のブランドの毀損や廃棄物処理法などの法的責任の観点等から、これを防止することが重要である。
- このため、
 - 食品廃棄物等の排出者である食品関連事業者が食品循環資源の再生利用を委託する場合、とりわけ食品廃棄物等が多量に発生する場合には、本年1月に発覚した事案のような食品廃棄物等の不適正な転売等を防止する観点から、例えば、食品廃棄物等をそのまま商品として転売・譲渡することが困難となるような措置や、委託契約どおりの再生利用がなされているかを確認する措置を講じるなど、対策を講じる必要がある。
 - 併せて、食品循環資源の適正な再生利用を促進する観点から、食品関連事

業者が食品循環資源の再生利用を委託する場合に、国が食品循環資源の再生利用を委託する場合の適正な料金の判断にあたって有用となる情報の提供を食品関連事業者に行った上で、適正な料金で再生利用を行っている委託先を選定することを改めて要請していく必要がある。

- この際、昨年7月に策定された食品リサイクル法の新たな基本方針等に基づき、食品循環資源の再生利用等を促進していくことが引き続き重要な課題であり、食品廃棄物等の不適正な転売等の防止のための措置と、食品循環資源の再生利用の取組の促進を同時に達成するための具体的な取組内容を検討する必要がある。

2. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改定について

- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定めた省令（平成13年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第4号。以下「判断基準省令」という。）に基づく食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項には、優良な食品リサイクルの取組を促進するとの観点から、再生利用の委託先等における特定肥飼料等の製造の実施状況を定期的に把握することを食品関連事業者に求める等、食品廃棄物等の不適正な転売等の防止に資すると考えられる要素が既に一定程度盛り込まれている。
- しかしながら、今般のような事案が発生したことを受け、食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会に対して、判断基準省令の改定について諮問が行われたところである。
- 食品循環資源の再生利用等の実施の原則として、食品循環資源の再生利用等を実施する場合には、不適正な転売等を防止するための措置を講じる必要性がある旨、判断基準省令に新たに規定するとともに、個別の取組について、必要な規定を同省令に新たに追加することが適当である。
- 具体的には、農林水産省及び環境省による、食品関連事業者へのヒアリング結果を踏まえ、判断基準省令の改正の骨子について、**別紙1**のとおりとすることが適当である。
- また、判断基準省令の改正に加え、処理委託契約時、引渡時、処理終了時

等の各段階において、食品廃棄物等の不適正な転売等を防止しつつ、食品循環資源の再生利用を促進するための食品関連事業者による実効的な取組が行われるよう、関係事業者への実態調査等を踏まえ、判断基準省令に沿った食品廃棄物等の不適正な転売等防止のための措置に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を策定することとし、当該ガイドラインにおいては、別紙2のとおり要素を盛り込むことが適当である。

- 判断基準省令の改定後及びガイドラインの策定後においては、国は、各種の説明の機会等を設けながら、これらの内容を食品関連事業者や再生利用事業者等に対して周知する必要がある。また、取組が促進されるよう、判断基準省令に基づく指導を強化していくとともに、国の審議会等においてフォローアップや優良事例の共有を行い、透明性確保や情報共有を推進することを通じて、消費者等の信頼確保に努める必要がある。

3. その他重要事項

- 本年1月の食品廃棄物等の不適正な転売事案を引き起こした産業廃棄物処理業者は、食品リサイクル法の登録再生利用事業者であった。これを踏まえ、本事案のような転売事案の再発防止の観点では、食品リサイクル法においては、判断基準省令の改定とともに、登録再生利用事業者に対する、国の指導監督の在り方の改善が不可欠である。
- 登録再生利用事業者制度は、食品関連事業者が委託により再生利用を実施する場合において、その委託先となる再生利用事業者の育成を図ることを目的とした制度であり、再生利用事業者のうち優良な事業者のみを登録する制度ではない。しかしながら、登録再生利用事業者が、事実上、国のお墨付きを得た優良な再生利用事業者であると一般的に認識されていることから、国においては、引き続き登録再生利用事業者の裾野の拡大に取り組むとともに、登録を受けた事業者による不適正事案を未然防止するよう、地方公共団体との連携を強化しつつ、登録再生利用事業者に対する指導監督の徹底や優良な事業者の育成を支援していくことが必要である。
- なお、食品リサイクルループの取組等、食品関連事業者、再生利用事業者及び農林漁業者等の連携による食品循環資源の再生利用の取組は、相互のチェックを通じた食品廃棄物の不適正な転売等の防止の観点からも有効な取組であり、その構築をより一層推進していく必要がある。

判断基準省令改正(案)の方針(改正部分のみ)

- 食品循環資源の再生利用等の実施の原則(第1条)
 - ・食品関連事業者が食品循環資源の再生利用等を実施する際に、転売等を含む不適正処理がなされないよう適切な措置を講ずる旨、またその際に当該措置が再生利用の阻害につながらないようにすべき旨を追加

- 食品廃棄物等の収集又は運搬の基準(第5条)・収集又は運搬の委託の基準(第6条)
 - ・収集又は運搬時において、食用と誤認されないような適切な措置や、契約どおり収集又は運搬されるよう確認する措置を講じる旨を追加。

- 再生利用に係る特定肥飼料等の製造の基準(第7条)・製造の委託及び譲渡の基準(第8条)
 - ・特定肥飼料等の製造時において、食用と誤認されないような適切な措置や、契約どおり再生利用されるよう確認する措置を講じる旨を追加。
 - ・食品関連事業者が、食品循環資源の再生利用として他人に特定肥飼料等の製造を委託するに当たっては、当該製造を行う者の再生利用の実態や、周辺地域における当該再生利用に係る公示された料金等を踏まえ、適正な料金で再生利用を行っている委託先を選定する旨を追加。(第8条のみ)

(別紙2)

食品廃棄物等の不適正な転売等防止のための措置に関する食品関連事業者のためのガイドラインに盛り込むべき主な項目

1. 基本的な考え方

- 食品廃棄物等の不適正な転売等を防止する観点でも、まずは食品の生産管理及び在庫管理の徹底、需要予測の精度向上、賞味期限間近の食品の売り切り販売など食品ロスを削減することが有効な取組であること
- やむを得ず食品を廃棄する場合でも、転売等防止措置と再生利用を、同時に向上させることが必要であること
- 転売等防止措置として、保管又は収集時において、包装を除去する等排出される食品廃棄物等に何らかの手を加えることで、そのまま食用に供することが難しい状態にすることが最も望ましいが、これに限らず、あらゆる場面で転売等防止のための措置を講ずることが可能であること
- 特に、廃棄される食品の性状（固形・液状等）、荷姿、消費・賞味期間の長さ、発生量等に応じて、あるいは、食品関連事業者の施設、棚卸し等の排出される場面に応じて、柔軟に選択可能な転売等防止措置を示すことで、転売等防止措置が実効的かつ継続的に行われるよう食品関連事業者による行動の指針を示すものとする必要があること

2. 具体的な取組の例

- 処理委託契約時
 - ・ 廃棄物処理法に基づく適切な許可や施設等、委託する食品循環資源の収集運搬・再生利用を行うための十分なキャパシティを有することの確認
 - ・ 収集運搬の実施状況を委託者が確認できるよう情報公開や書類の管理等が十分に行われていることの確認
 - ・ 食品循環資源が実際に再生利用等されていることの現地確認等（特定肥飼料等の製造状況の定期的な確認は、現行の判断基準省令においても規定）
 - ・ 処理方法、処理量、包装の有無等に応じて適切な処理料金を請求していることの確認
 - ・ 再生利用の実施状況を委託者が確認できるよう情報公開や書類の管理等が十分に行われていることの確認

○ 引渡時

- ・包装の除去（包装と食品の分別。食品循環資源と容器包装、食器、楊枝その他の異物等との適切な分別は、現行の判断基準省令においても規定）
- ・一見して商品とならないような措置（容器のふたを取る、賞味期限が切れていることが表示されているかたちで排出等）
- ・破碎又は混合（ただし再生利用を阻害しない範囲に限る。）
- ・廃棄物である旨、あるいは一見して食用に適さない旨の印の付与
- ・マニフェスト（マニフェストがない場合にあっては、自社用の伝票など）
やビデオカメラ、ドライブレコーダー、GPS等による業務管理 等

○ 処理終了時

- ・引き渡した食品廃棄物等が委託契約どおりに処理されていることの定期的な確認（目視、マニフェスト、画像などを用いた報告書の提出等）
- ・特定肥飼料等の取引先への確認 等

○ その他

- ・不適正な転売等を防止するためのフランチャイズ本部による加盟者への指導
- ・不適正な転売等を防止するための従業員に対する教育訓練
- ・不適正な転売等を防止するための再生利用等の実施状況の把握及び管理体制の整備
- ・再生利用事業者との定期的なコミュニケーションの実施、信頼関係の醸成
- ・食品リサイクルループの促進